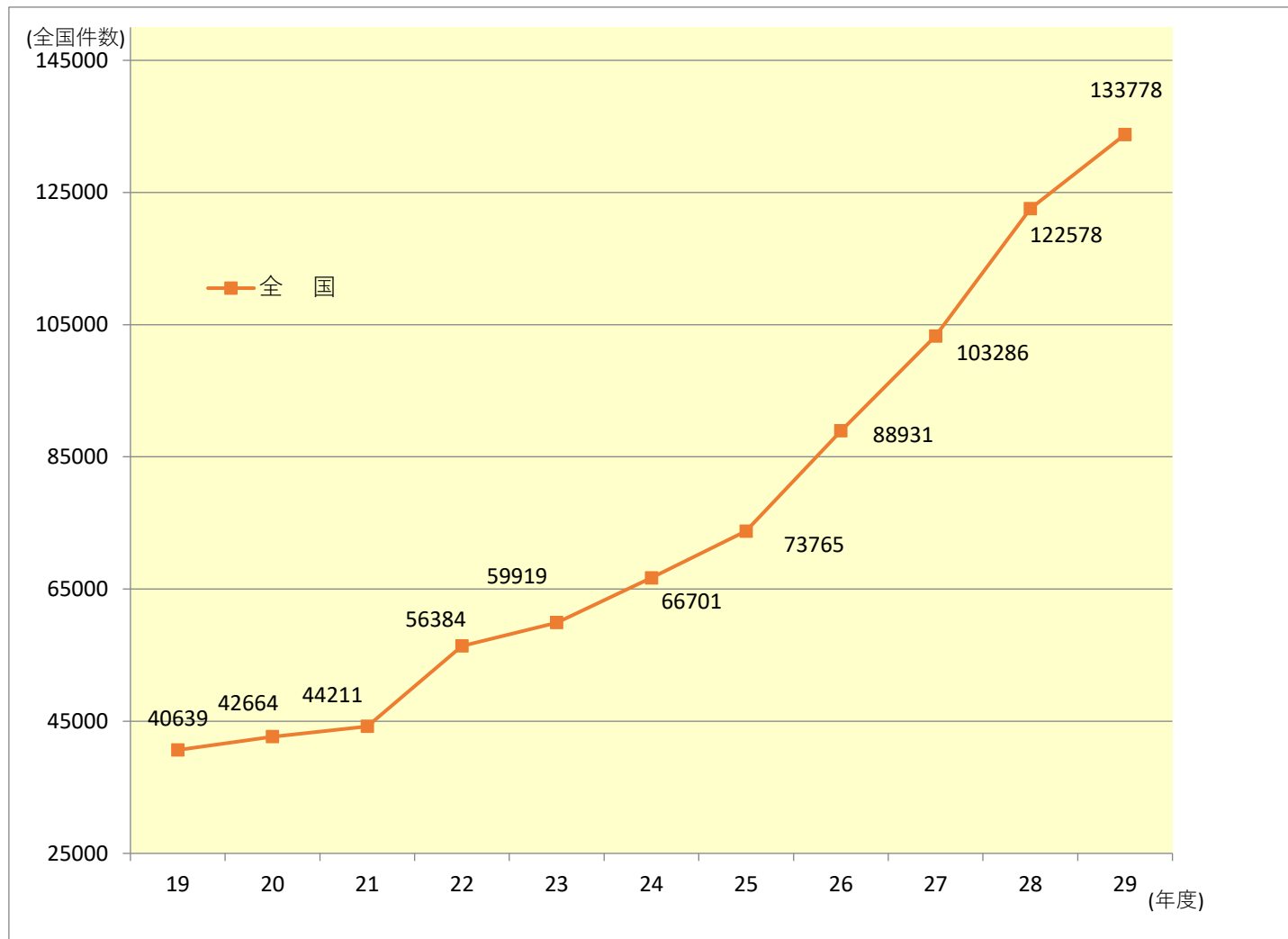


大阪市こども相談センター 建替え事業

こども青少年局

【事業目的】

全国の児童虐待相談対応件数の年度別推移



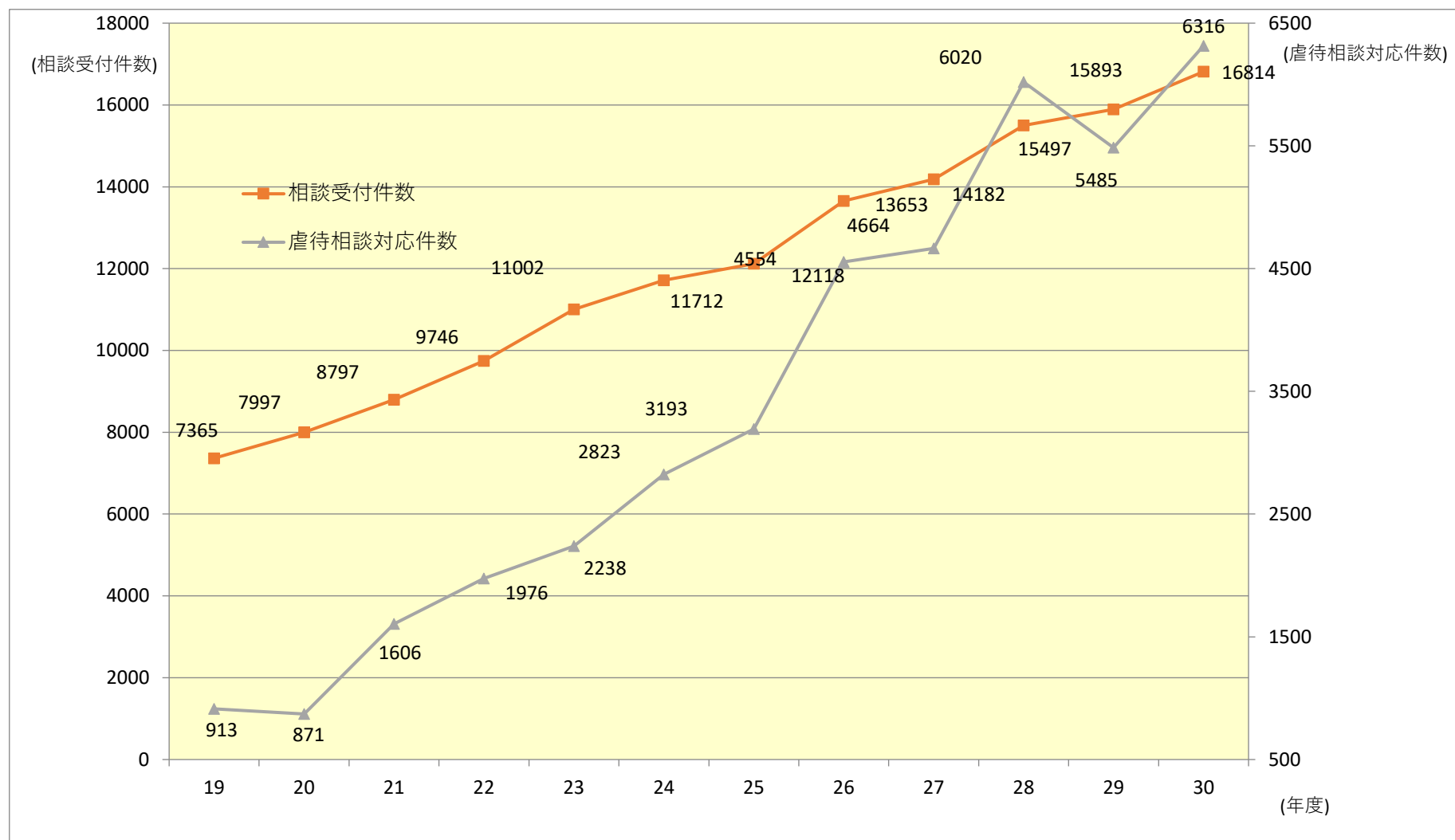
【事業目的】

児童相談所の機能強化にかかる国の動き（抜粋）

平成28年6月 児童福祉法改正	① 児童福祉司 → 人口と虐待相談対応件数を基準に配置標準が改正された。 ・各児童相談所の管轄区域の<u>4万人に1人以上を配置する</u>ことを基本 ・全国平均より<u>虐待相談対応の発生率が高い場合</u>には、<u>業務量（虐待対応件数）に応じて上乗せ</u>を行う。 ② 児童心理司 → 同法の改正に基づき配置が明記され、児童相談所運営指針により配置標準が定められた。（平成28年9月：同指針改正） ・<u>児童福祉司2人につき1人以上配置</u>することを標準
平成29年8月2日 新しい社会的養育ビジョン	○ 平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親と特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。 ポイントの一つ：<u>児童相談所の機能強化と一時保護改革</u>
平成30年7月6日 一時保護ガイドライン	① 原則として<u>個室対応を基本</u>とし、<u>個別対応を可能とするような職員配置や環境整備</u>を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保 ② また、子どもを一時的に、家族等から引き離す中で、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されること
平成30年12月18日 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）	① 児童相談所の機能強化 ・児童福祉司増員→ 児童相談所の管轄地域の<u>人口／4万人 → ／3万人</u> <u>里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の追加配置</u> ・児童心理司の増員、保健師の増員、弁護士的配置等 ・一時保護の体制強化（<u>一時保護所の個室化推進、小規模グループケア等の専用施設設置の促進、個別性を尊重した一時保護が行われる環境整備</u>） ・児童相談所の専門性強化

【事業目的】

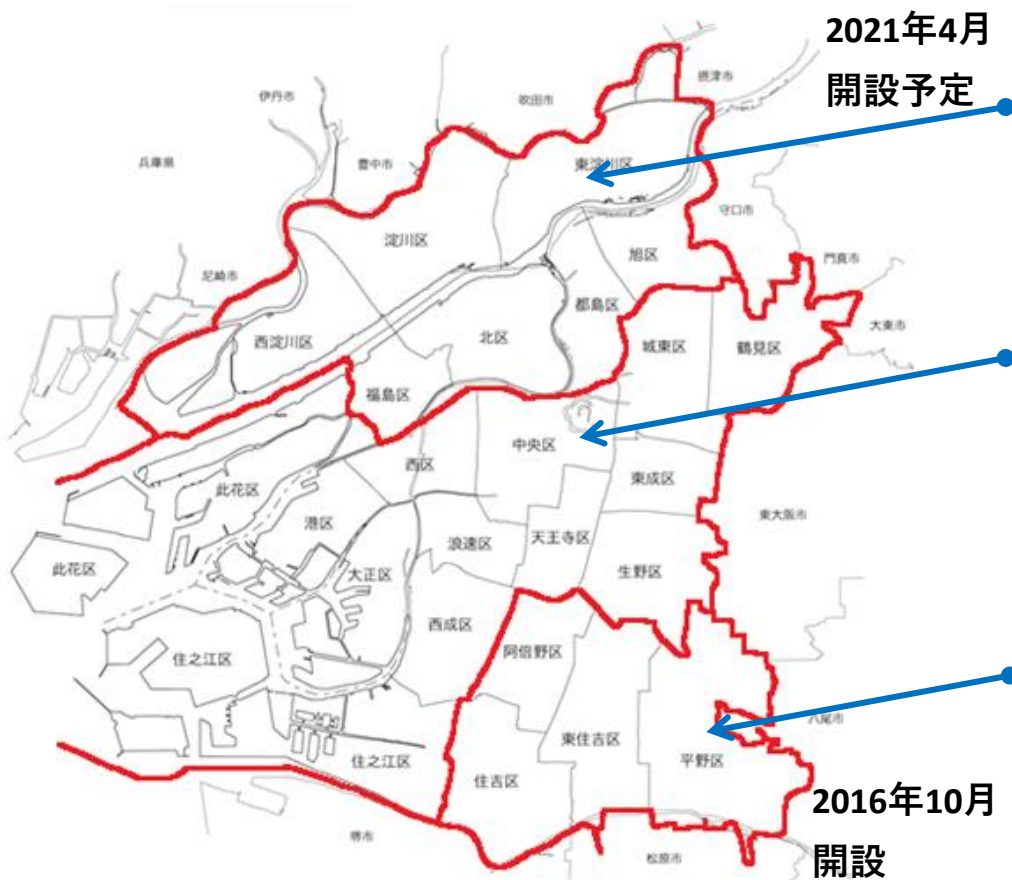
〔大阪市の児童相談所での相談受付件数及び児童虐待相談対応件数年度別推移〕



【事業目的】

大阪市の児童相談所

〔各こども相談センターの管轄予定区域〕



大阪市北部こども相談センター(仮称)管轄

推計人口 (H28.12.1)	845,996	児童数 (26.10.1)	115,174	児童数/人口	13.61%
国税調査人口 (平成27年)	839,707	世帯数	444,910	面積	67.54
相談件数 (平成27年度)	3,893	内虐待相談 (平成27年度)	1,285	人口密度	12,526

大阪市こども相談センター(大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5)管轄

推計人口(H28.12.1)	1,273,713	児童数 (26.10.1)	178,729	児童数/人	14.03%
国税調査人口 (平成27年)	1,266,681	世帯数	660,057	面積	117.29
相談件数 (平成27年度)	6,783	内虐待相談 (平成27年度)	2,328	人口密度	10,860

大阪市南部こども相談センター(大阪市平野区喜連西6-2-55)管轄

推計人口 (H28.12.1)	583,904	児童数 (26.10.1)	94,615	児童数/人	16.20%
国税調査人口 (平成27年)	584,797	世帯数	270,888	面積	40.41
相談件数 (平成27年度)	3,506	内虐待相談 (平成27年度)	1,051	人口密度	14,449

- ・ より迅速な意思決定や丁寧なケース対応を行うため、児童相談所3カ所体制とする。
- ・ 児童福祉法改正や一時保護ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童相談所の整備を行う。